

青梅市財政の現状

(平成29年度決算版)

目 次

| | |
|-----------------|----|
| 1章 普通会計決算の推移 | 1 |
| 1 決算収支の推移 | 1 |
| 2 歳入の状況 | 2 |
| (1) 市税と地方交付税の推移 | 3 |
| 3 歳出の状況 | 5 |
| (1) 目的別歳出の推移 | 5 |
| (2) 性質別歳出の推移 | 6 |
| (3) 性質別経費の分析 | 7 |
| ア 急増した一般会計繰出金 | 7 |
| イ 増え続ける社会福祉関係経費 | 8 |
| ウ 減少した投資的経費 | 8 |
| エ 人件費の推移 | 9 |
| オ 年齢別職員数 | 9 |
| 4 財政指標等 | 10 |
| (1) 財政指標 | 10 |
| (2) 健全化判断比率 | 11 |
| 2章 特別会計決算の推移 | 12 |
| 3章 基金、市債等の状況 | 16 |
| 1 基金の状況 | 16 |
| 2 市債等の状況 | 18 |

平成30年10月
企画部財政課

1章 普通会計決算の推移

1 決算収支の推移

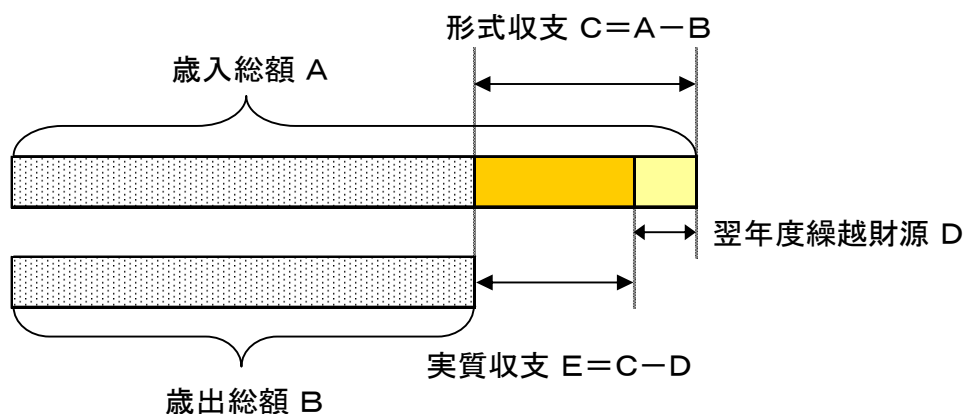
次の表は、平成6年度以降3年毎に平成27年度までと、それ以降、平成29年度までの普通会計の決算収支の状況です。

「歳入」とは、ある会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）における一切の収入のことで、「歳出」は、同様に支出のことをいいます。歳入から歳出を差し引いた額（これを「形式収支」と呼びます。）は、いずれも7～15億円程度の黒字となっています。

また、「形式収支」から翌年度へ繰り越す事業に伴う財源を引いたものを「実質収支」と呼び、いずれも黒字となっています。

(単位:億円)

| 区 分 | 6年度 | 9年度 | 12年度 | 15年度 | 18年度 | 21年度 | 24年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入総額 (A) | 373.8 | 390.1 | 406.0 | 418.1 | 425.4 | 505.6 | 505.4 | 504.4 | 499.9 | 501.5 |
| 歳出総額 (B) | 366.5 | 382.0 | 398.2 | 410.9 | 416.9 | 497.2 | 497.1 | 496.2 | 491.3 | 485.9 |
| 歳入歳出差引 (C=A-B) | 7.3 | 8.1 | 7.8 | 7.2 | 8.5 | 8.4 | 8.3 | 8.2 | 8.6 | 15.6 |
| 翌年度繰越財源 (D) | 0.1 | 0.0 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 1.1 | 0.1 | 0.9 | 0.7 | 0.3 |
| 実質収支 (E=C-D) | 7.2 | 8.1 | 7.5 | 7.1 | 8.2 | 7.3 | 8.2 | 7.3 | 7.9 | 15.3 |

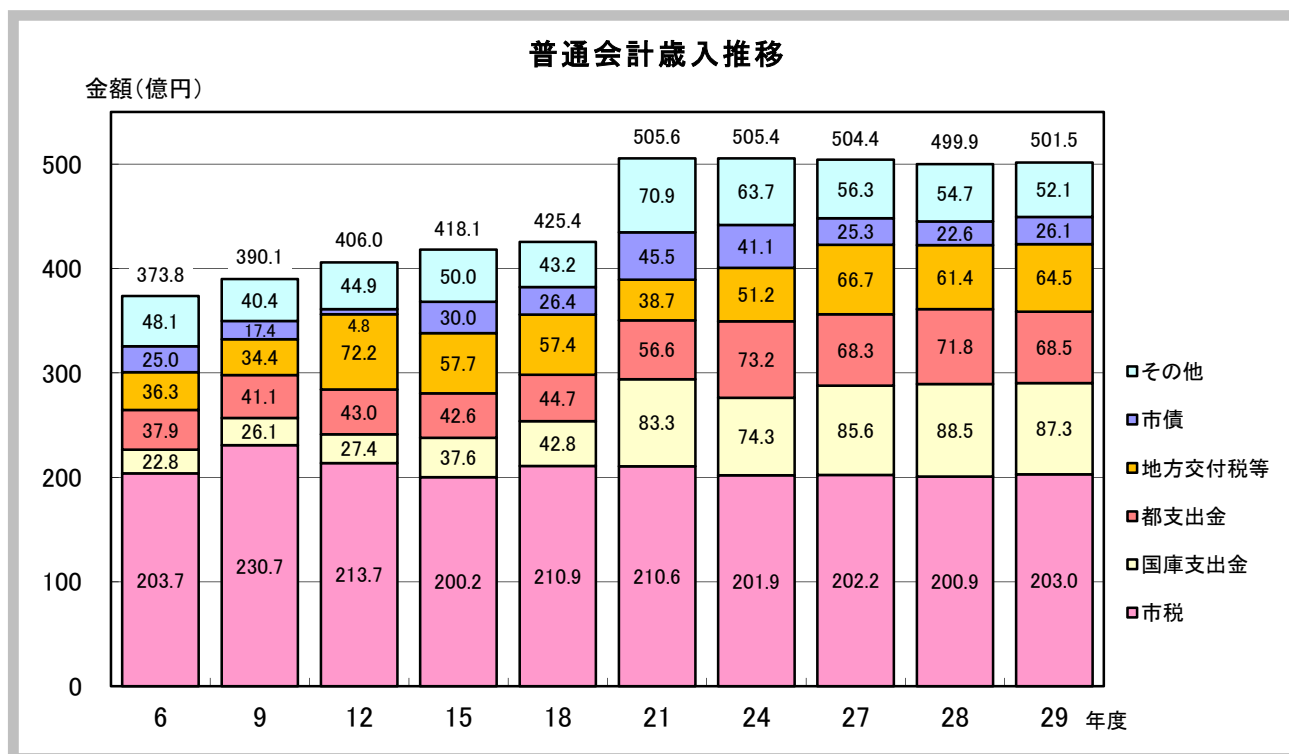


実質収支を図解すると上図のようになります。「翌年度繰越財源」というのは、年度内に完成を予定していた工事などが想定外の事情により年度内で終わらず、次年度にその事業を持ち越す場合に、持ち越し分としてとっておくお金のことです。見かけ上、黒字の一部となっていますが、その翌年度に使うことが決まっているのです。

普通会計 …… 国が地方財政の統計（「地方財政状況調査」、一般的に「決算統計」と呼ばれています）をとるために各自治体の一般会計を基本として一定の基準で組み直した会計

2 歳入の状況

市がさまざまな行政サービスを提供するために必要な経費は、市税や国・都支出金、その他の収入で賄われています。



- 市 税 …… 個人市民税・法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱山税、入湯税、都市計画税
- 国庫支出金 …… 生活保護費負担金など法律等にもとづき国が負担するものや、各種建設事業補助金のように国が特定の事業を奨励するために交付する補助金など
- 都 支 出 金 …… 国庫支出金に準じて東京都が負担するものや、都独自の事業を市町村が受託することを奨励するための補助金など
- 地方交付税等 …… 自治体間の財政力を調整するための地方交付税、いったん国が国税として徴収し自治体に譲与する地方譲与税、都が徴収した税の一定割合を市町村に交付する税交付金
- 市 債 …… 道路や学校などを建設・改修するための建設地方債や、臨時財政対策債等の赤字地方債を国や銀行等から借り入れた資金（市の借金）
- そ の 他 …… 市営住宅使用料やごみ処理手数料といった使用料および手数料、土地の貸付などによる財産収入、市税延滞金やモーターボート競走・競輪の収益事業収入等の諸収入など

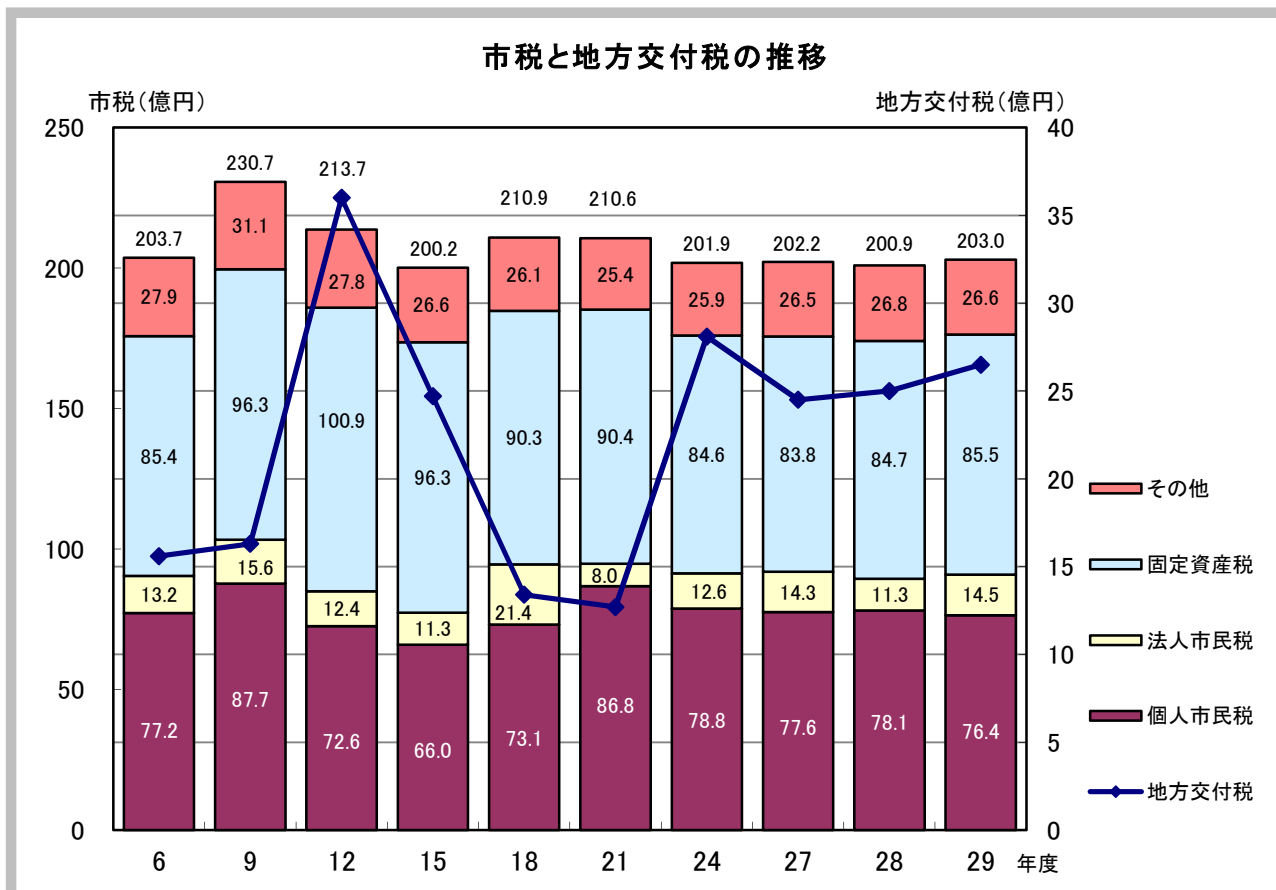
平成29年度の歳入規模は、501.5億円となり、平成28年度から1.6億円増加しました。これは、市税や地方交付税等が増額となったことによるものです。

平成6年度以降の動きに着目すると、歳入規模は平成21年度まで右肩上がりに増加し、それ以降は500億円前後となっています。しかしながら、市税は200億円程度の水準で推移しているため、歳出事業に連動する国庫支出金、都支出金を加えても不足する財源を、市債や基金の取り崩し（グラフ上では「その他」に含まれます。）などにより補い、やりくりしている状況です。

(1) 市税と地方交付税の推移

歳入のうち、市税などについてさらに細かく見てみましょう。

下図の棒グラフは、主な市税の内訳ごとに決算額の推移（左目盛の数値を参照）を、折線グラフは地方交付税の決算額の推移（右目盛の数値を参照）を表しています。



個人市民税 …… 市民の皆様にご負担いただくもので、一律の額により課税される「均等割」と、所得に応じて課税される「所得割」があります。

法人市民税 …… 法人の資本金などにより課税される「均等割」と、国に納める法人税額と市内従業者数を基準に課税される「法人税割」があります。

固定資産税 …… 市内の土地、家屋、償却資産（事業に用いられる機械や設備など）に課税されるもので、国の基準にもとづいて評価した価格により税額が決まります。

その他 …… 軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税などがあります。

地方交付税 …… 国税（所得税、法人税、酒税など）の一部を地方公共団体に再配分するもので、普通交付税と特別交付税があります。全体の94%は普通交付税として、残り6%は特別交付税として交付されます。普通交付税は地域ごとの財源の格差を調整するために交付されるものであり、国が一定の基準にもとづいて算定した各地方公共団体ごとの標準的な収入額（基準財政収入額）が、標準的な支出額（基準財政需要額）に対して不足する場合にその不足額が交付されます。また、特別交付税は災害などの特殊な財政需要に対して交付されるものです。

平成29年度の市税の決算額は203.0億円で、前年度に比べ2.1億円の増となりました。

個人市民税は、減税や景気低迷による給与所得の減等から平成9年度をピークに、以後減少が続いていましたが、国から地方への税源移譲等により平成17年度以降は増加に転じ、平成20年度に再びピークを迎えました。グラフに示される平成24年度以降は70億円台後半で推移しており、平成29年度は、対前年度2.1%、1.7億円の減となりました。

法人市民税は、企業の業績によって大きく増減しており、平成29年度は対前年度28.9%、3.2億円余の増となりました。

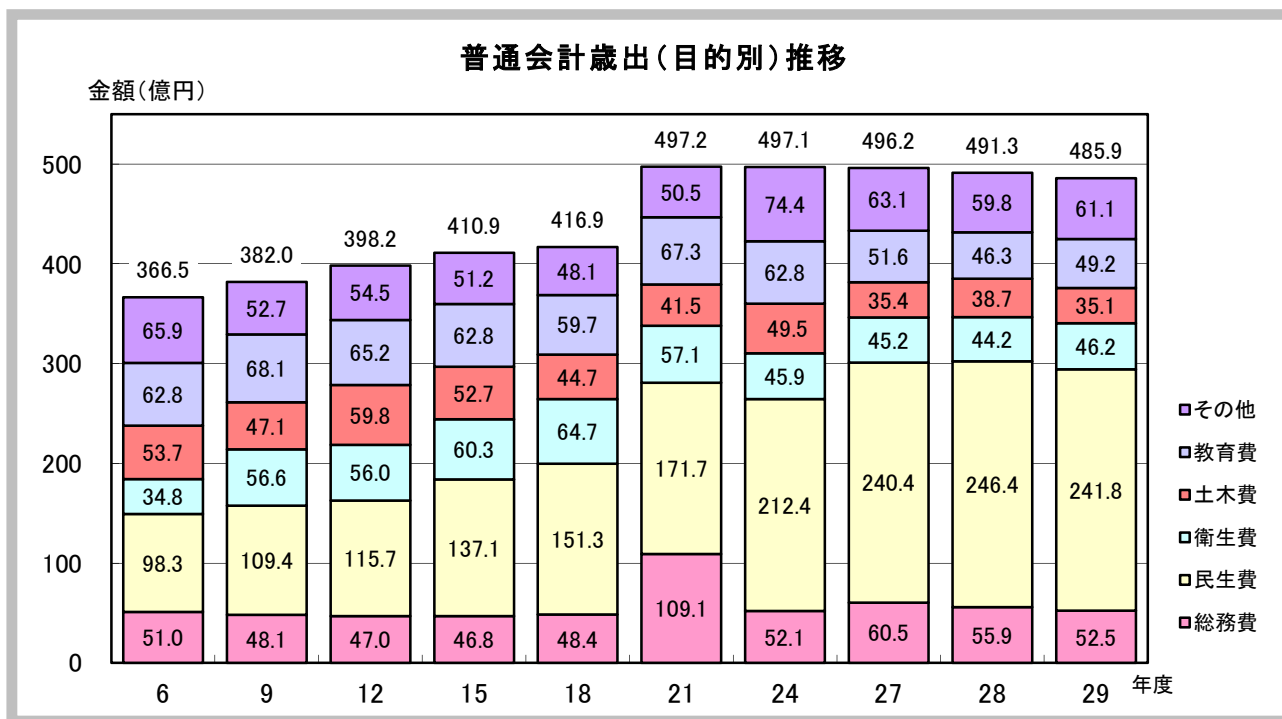
固定資産税は、平成11年度まで堅調な伸びが続いていました。その後3年毎の評価替えでは減少傾向が強くなっていましたが、新增築が増えたことなどにより、平成29年度は対前年度0.8億円の増となりました。

地方交付税については、平成12年度に36.0億円の交付を受けましたが、これをピークにそれ以後平成20年度まで減少傾向が続いていました。これは平成13年度以降、国が普通交付税の算定方式を変更し、交付税の一部について、「臨時財政対策債」という各地方公共団体の借入金（市債）に振り替える措置をとったことなどによるものです。平成29年度における普通交付税は、基準財政収入額の減が、基準財政需要額の減を上回ったことにより対前年度6.9%の増、一方で特別交付税は、対前年度3.2%の減となり、地方交付税全体では1.5億円の増となる26.5億円の交付となりました。

3 歳出の状況

(1) 目的別歳出の推移

歳出内容の区分のしかたとして、行政目的ごとに分類する「目的別」と、経費の性質別に分類する「性質別」があります。まず、目的別の歳出の推移について見てみましょう。



総務費 …… 市庁舎の維持管理、住民票や戸籍の管理、市税の徴収、選挙などにかかる経費
(庁舎建設 平成20～22年度)

民生費 …… 障害のある方、高齢者、児童や生活困窮者などに対する福祉にかかる経費

衛生費 …… 各種検診や予防接種などの保健衛生、環境保全、ごみ処理などにかかる経費

土木費 …… 道路・橋りょう、河川、都市計画、公園などにかかる経費

教育費 …… 小・中学校などの学校教育や、生涯学習、図書館、スポーツなどの社会教育にかかる経費

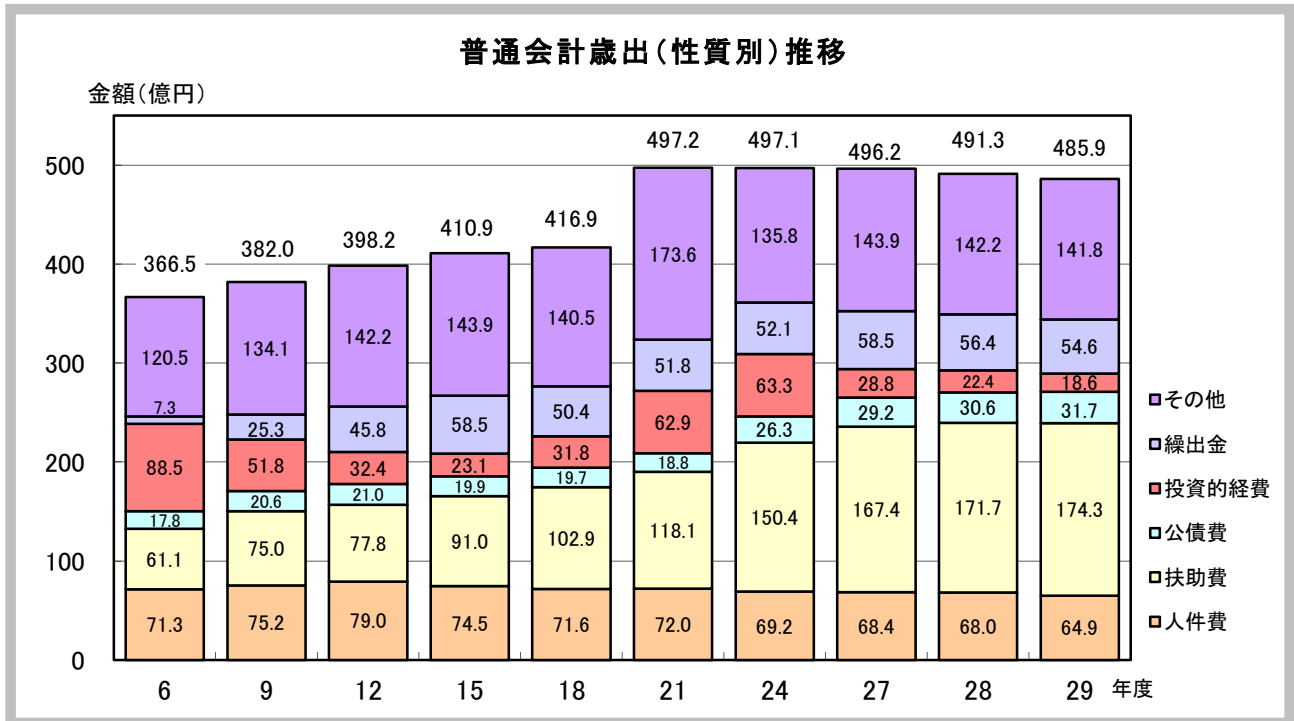
その他 …… 市議会の運営にかかる「議会費」、労働行政にかかる「労働費」、農林業、水産業にかかる「農林水産業費」、商工業や観光振興にかかる「商工費」、消防・防災にかかる「消防費」、市が借り入れた借金(市債)の元金および利子の返済にかかる「公債費」、災害によって被害を受けた施設などを復旧するための「災害復旧費」など

目的別歳出の推移において顕著なのは、民生費の増加です。平成6年度は98.3億円だったものが、平成29年度には241.8億円と、この間に143.5億円増えています。これは、景気低迷の影響などから生活保護費が大きく伸びるとともに、児童福祉関係経費や自立支援給付経費など福祉全般にかかる経費が増加したことによるものです。

平成29年度の教育費は、新生涯学習施設建設経費の増等により、対前年度6.3%増の49.2億円となりました。

(2) 性質別歳出の推移

次に性質別の歳出の推移です。



人 件 費 …… 職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費

扶 助 費 …… 高齢者福祉や生活保護など社会保障制度にもとづいて支出する経費

公 債 費 …… 市が借り入れた借金(市債)の元金および利子の返済に要する経費

投資的経費 …… 庁舎・学校・図書館・道路などの公共施設の新増設などに要する経費

繰 出 金 …… 一般会計と特別会計や基金間において支出される経費

そ の 他 …… 市の施設の管理、物品購入等の経費である「物件費」や、各種団体への補助金などの「補助費等」、施設の補修経費である「維持補修費」などがあります。

平成6年度においては、投資的経費が88.5億円でしたが、平成29年度においては18.6億円と大幅に減少しています。

その一方で、繰出金は、7.3億円から54.6億円と大きく増えています。この中身は、国民健康保険特別会計などの赤字を賄うための補てんが主なもので、平成20年度からは、後期高齢者医療特別会計へも繰出しを行っています。平成6年度においては、モーターボート競走事業会計から国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計に直接繰り出して補てんしていたため、一般会計の執行額はわずかでした。ところが、景気の低迷などにより、モーターボート競走事業会計から特別会計に繰り出すことができなくなったため、一般会計から繰出しせざるを得なくなってしまいました。

また、社会保障にかかる経費である扶助費も、少子高齢化や経済の低迷などにより、大きく伸びています。平成6年度は61.1億円でしたが、平成29年度は3倍近い174.3億円となっています。

(3) 性質別経費の分析

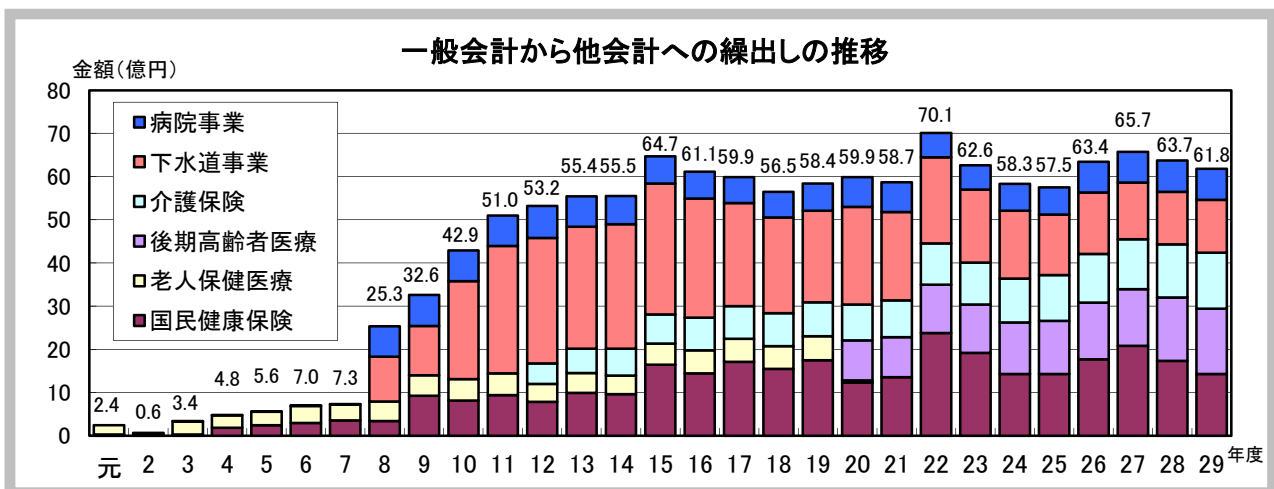
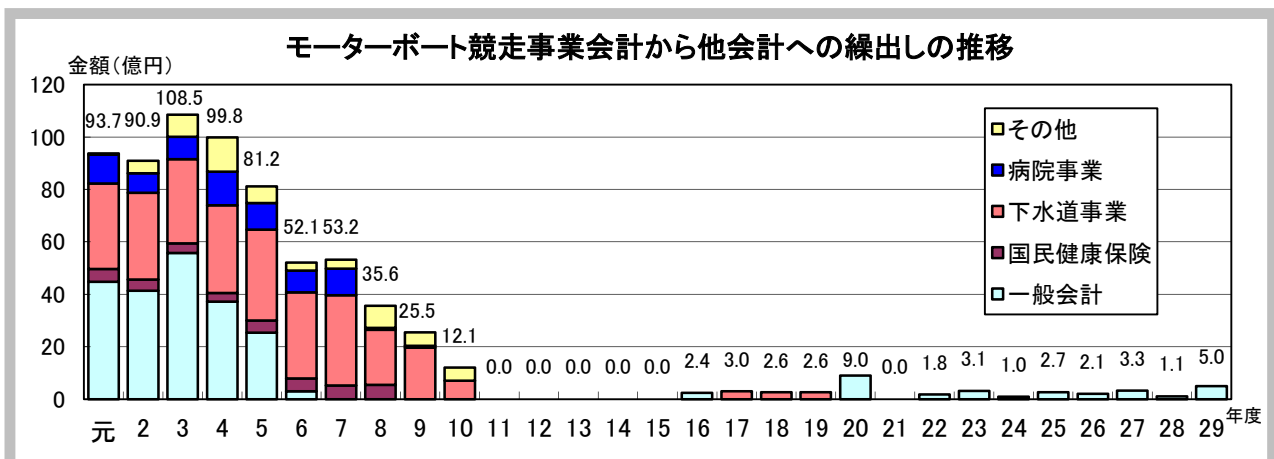
性質別経費の推移における特徴的なポイントについて、さらに詳しく見てみます。

ア 急増した一般会計繰出金

次の2つのグラフは、モーターボート競走事業会計から一般会計および他会計に繰り出した決算額の推移と、一般会計から他会計へ繰り出した繰出金の決算額の推移です。

上のグラフを見ると、ボートレース多摩川におけるモーターボート競走事業が好調であった平成3年度には、一般会計への55.7億円をはじめ、国民健康保険特別会計に3.7億円、下水道事業特別会計に32.1億円など合計108.5億円を繰り出しています。ところが、景気の低迷などによってモーターボート競走事業の収益が落ち込んだことから、平成4年度以降繰出し額は減少が続き、平成11年度から平成15年度まで繰出しはありませんでした。そのため、下のグラフのように平成8年度以降一般会計から他会計へ繰り出す金額が大幅に増加しました。

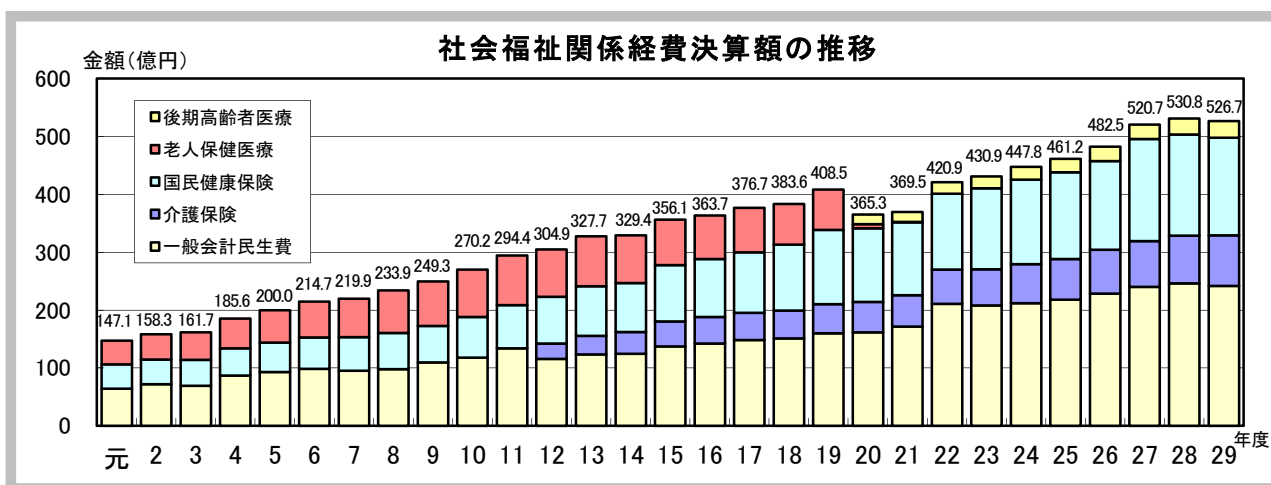
しかしながら、その後、経営改善に努めたことにより、同会計から他会計へ繰り出すことができるようになりました。平成21年度は繰出しゼロでしたが、平成22年度からは再び繰り出せるようになり、平成29年度の繰出金は5.0億円となりました。



イ 増え続ける社会福祉関係経費

次のグラフは、一般会計の民生費と特別会計の国民健康保険、老人保健医療、介護保険および後期高齢者医療の決算額を単純に積み上げたものです。一般会計の民生費が平成12年度に下がっているのは、老人福祉関係経費が、同年度に始まった介護保険特別会計へ移行したことによるものです。また、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、対象者の保険給付は東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととなったため、全体の決算額は減少しています。

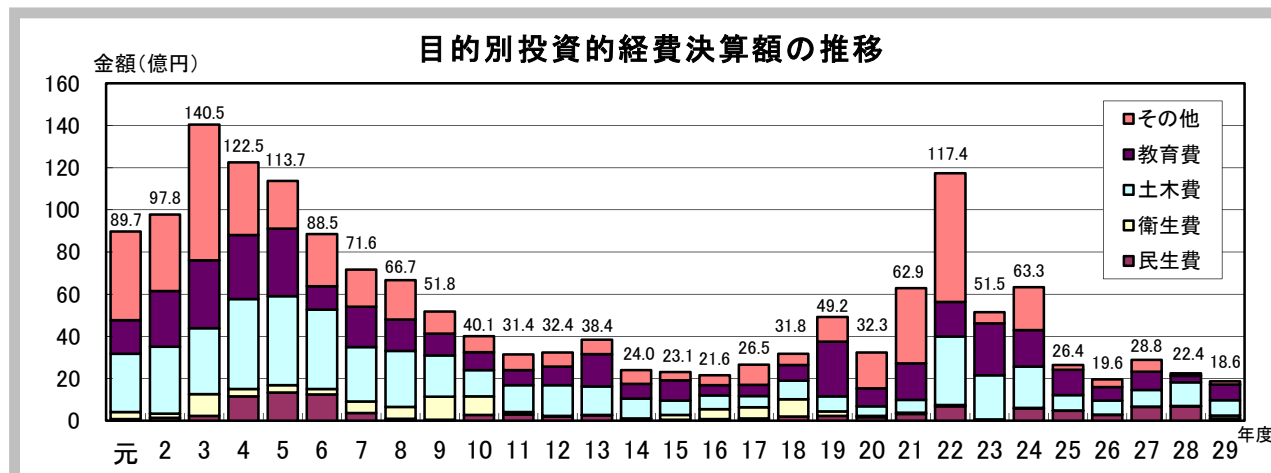
少子高齢化など、さまざまな社会情勢の変化に伴って、社会福祉、医療にかかる経費は、今後ますます増大するものと推測されています。



ウ 減少した投資的経費

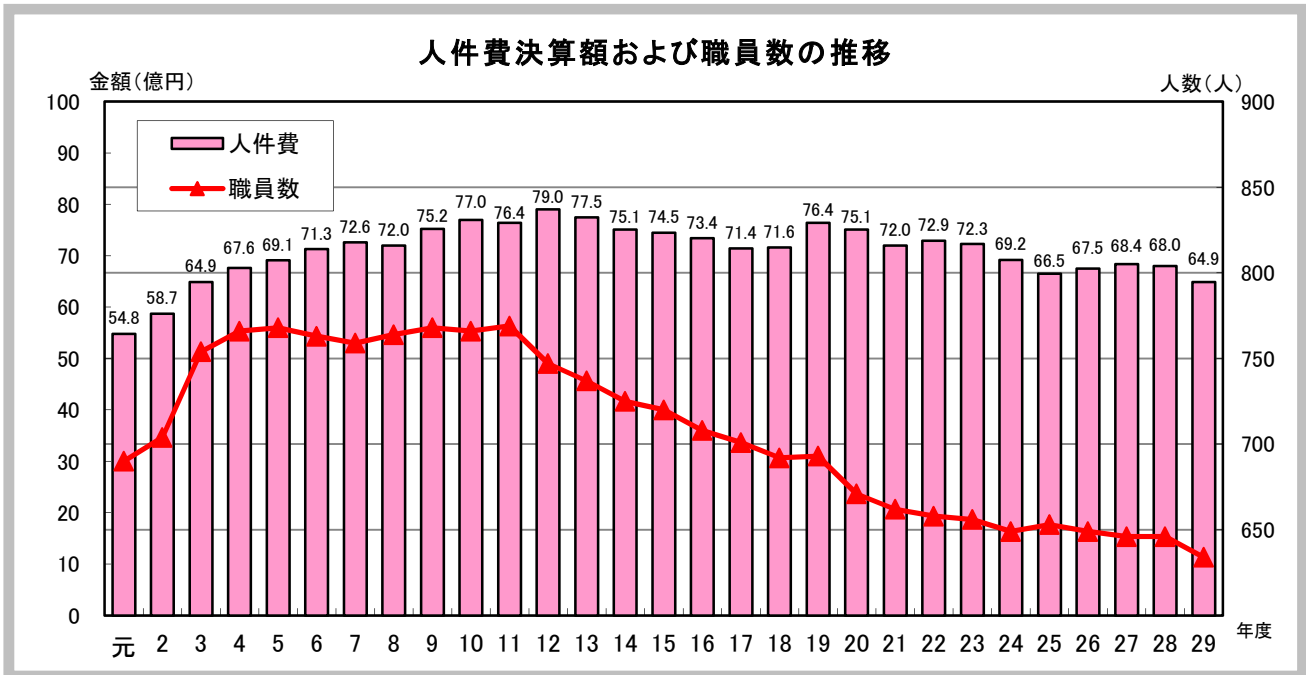
次のグラフは、過去29年間の投資的経費の推移です。今まで見てきたとおり、歳入が伸び悩むなかで他会計への繰出金や福祉関係経費は大きく伸びています。そのため、投資的経費を縮減することにより収支を合わせざるを得なくなりました。平成3年度の140.5億円から比較すると、歳出の規模は大幅に縮小しています。平成17年度から平成19年度にかけての増は、火葬場や図書館等の大規模施設の整備によるものです。また、平成20年度以降についても、新庁舎の建設や小・中学校の耐震化、青梅の森の取得にかかる経費で増となっています。

建物や道路には耐用年数があり、年を経るごとに劣化が進んでいきます。過去に整備されたこれらの施設の機能をどのように維持していくのかが今後の大きな課題です。



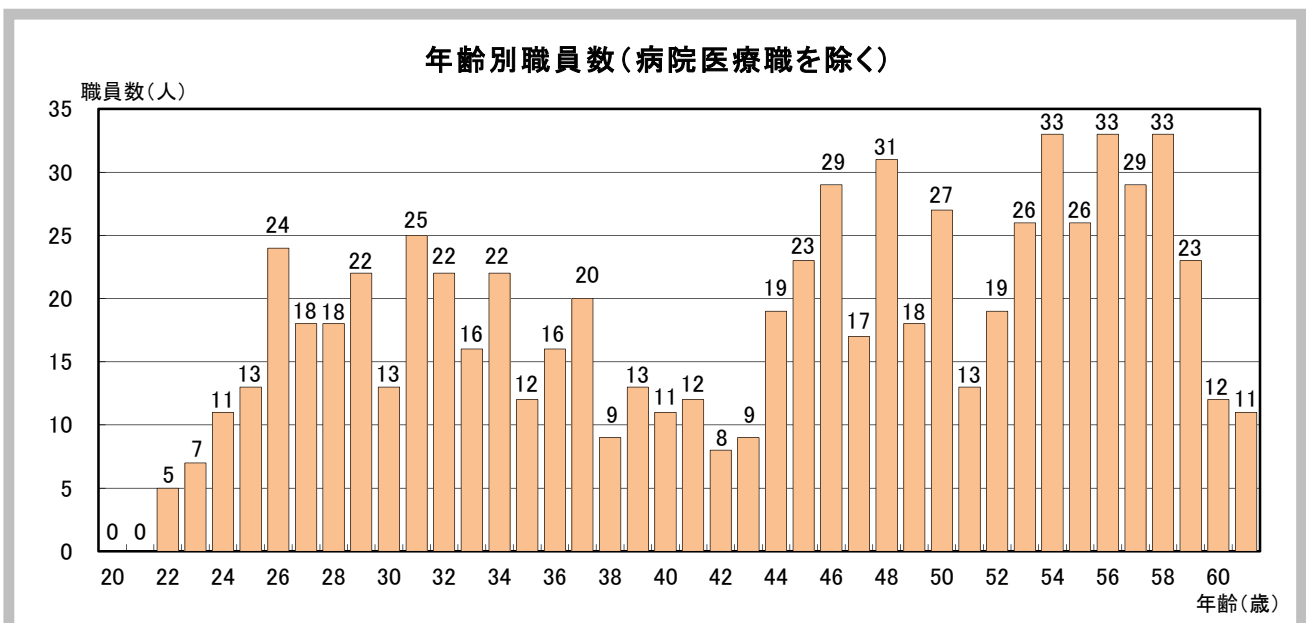
工 人件費の推移

次のグラフは、過去29年間の人件費および普通会計における職員数の推移です。平成元年度に690人だった職員数は、平成11年度には769人までになりましたが、その後は減少を続け、平成29年度は634人となっています。また、平成17年度までは職員数の減少と連動して人件費も減少傾向にありましたが、定年退職者数の増に伴い退職手当の負担が増加しています。



オ 年齢別職員数

次のグラフは、平成30年4月1日現在の青梅市の年齢別職員数（市立総合病院の医療職を除く）です。このグラフより、54歳、56歳、58歳の職員数が多く、年齢の高い職員の比率は依然として高い状態であることがわかります。



4 財政指標等

自治体の財政状況を分析するためさまざまな分析指数があり、総称して「財政指標」と呼んでいます。平成20年4月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が施行され、新たな財政状況の判断指標として、健全化判断比率が設定されました。

(1) 財政指標

ア 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値で表します。

この値が1を超えると、普通交付税が交付されず、不交付団体（富裕団体）となります。平成29年度は、前年度比 0.002ポイント増の 0.882となりました。

イ 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標で、経常一般財源のうち、経常的経費に充当された一般財源の割合を示すものです。

平成29年度は、前年度に比べ 1.4ポイント改善し 98.7%となりました。

財政指標

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 財政力指数 (3年平均) | 0.860 | 0.868 | 0.867 | 0.874 | 0.880 | 0.882 |
| 財政力指数 (単年度) | 0.864 | 0.866 | 0.870 | 0.885 | 0.884 | 0.876 |
| 経常収支比率 | 95.9% | 94.3% | 97.5% | 96.7% | 100.1% | 98.7% |

(2) 健全化判断比率

平成29年度決算から算出した市の各指標は、いずれも基準値を大きく下回り、財政の健全性が維持されています。しかしながら、毎年多額の市債を発行（借入）しなければ財政運営が厳しく、健全化判断比率が良好であっても安心はできません。

なお、この基準値以上となった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等が必要になります。

ア 実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計等の実質収支額の割合です。

平成29年度は、黒字のため「－」となっています。なお、黒字比率は、前年度に比べ2.76ポイント増の5.77%となりました。

イ 連結実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計および特別会計の実質収支額等の割合です。

平成29年度は、黒字のため「－」となっています。なお、黒字比率は、前年度に比べ2.02ポイント増の42.80%となりました。

ウ 実質公債費比率

標準財政規模に占める実質公債費充当一般財源等の割合の過去3か年の平均値です。

平成29年度は、前年度に比べ0.2ポイント悪化し、2.4%となりました。

エ 将来負担比率

標準財政規模に占める実質的な将来負担額の割合です。平成29年度は、一般会計、下水道事業特別会計および病院事業会計の地方債現在高が減となるとともに、充当可能基金残高が増となったことから、前年度に比べ5.3ポイント減の0.0%となりました。

健全化判断比率

(単位：%)

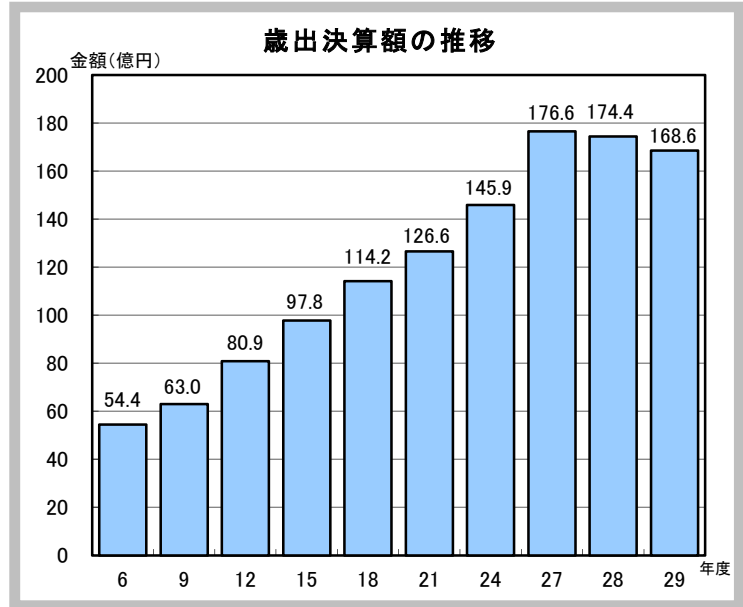
| 項 目 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------------|---------|---------|--------|
| 実 質 赤 字 比 率 | － | 11.99 | 20.00 |
| 連 結 実 質 赤 字 比 率 | － | 16.99 | 30.00 |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 2.4 | 25.0 | 35.0 |
| 将 来 負 担 比 率 | 0.0 | 350.0 | |

2章 特別会計決算の推移

1 国民健康保険特別会計

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入している人を除いて、市内に住所のあるすべての市民を対象にした医療保険制度であり、加入者（被保険者といいます。）が納める保険税や国などの負担金によって運営されています。

加入者の増加や、高齢化、医療の高度化等に伴う医療費の増大により、平成6年度と比較すると、財政規模は約3倍となっています。

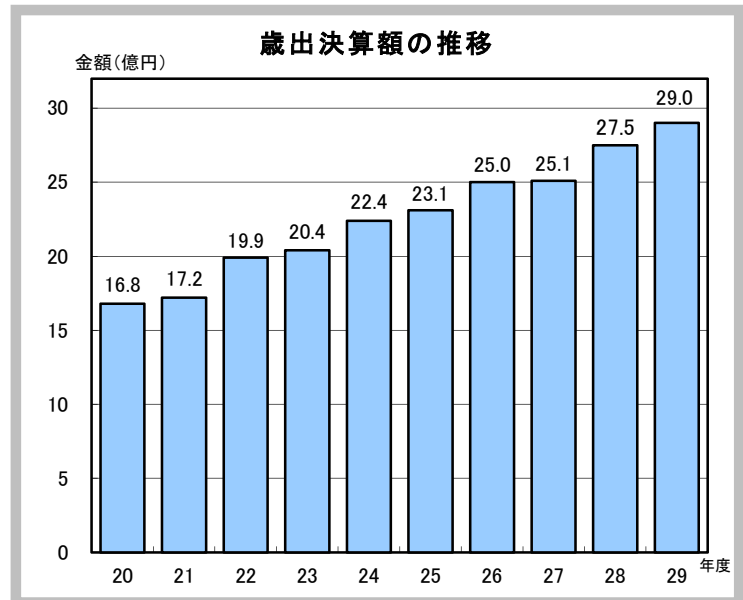


2 後期高齢者医療特別会計

平成20年度に老人保健医療制度にかわり創設された新たな制度であり、75歳以上の高齢者等を対象としています。

市は、運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携を図り、保険料の徴収や、申請書の受付相談業務などを行っています。

主な歳出は、広域連合への負担金26.8億円であり、歳出総額の92.5%を占めています。

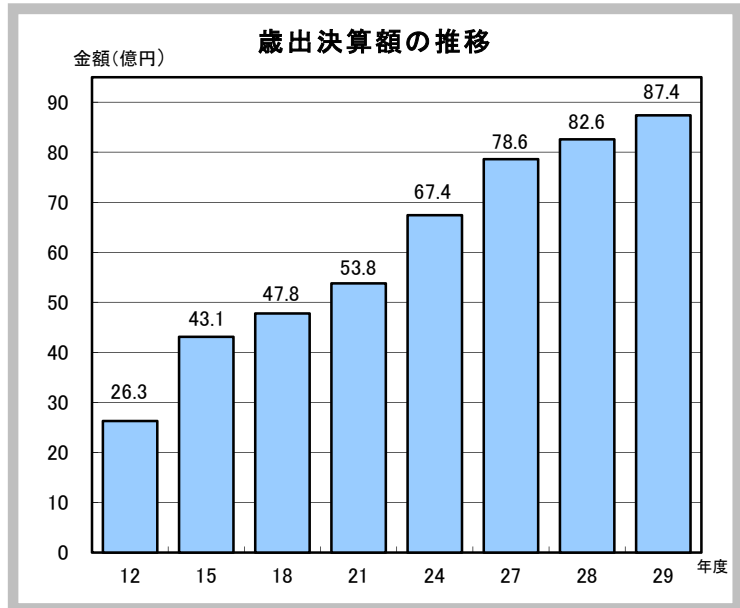


3 介護保険特別会計

介護保険は平成12年度に制度化されたもので、65歳以上の人や、40歳以上で特定の疾病により介護が必要になった人に介護サービスの給付を行う制度です。

保険給付費は、国、都、市の負担金と40歳以上の人負担する介護保険料によって賄われています。

平成12年の制度創設以来決算額は右肩上がりが増えていきます。



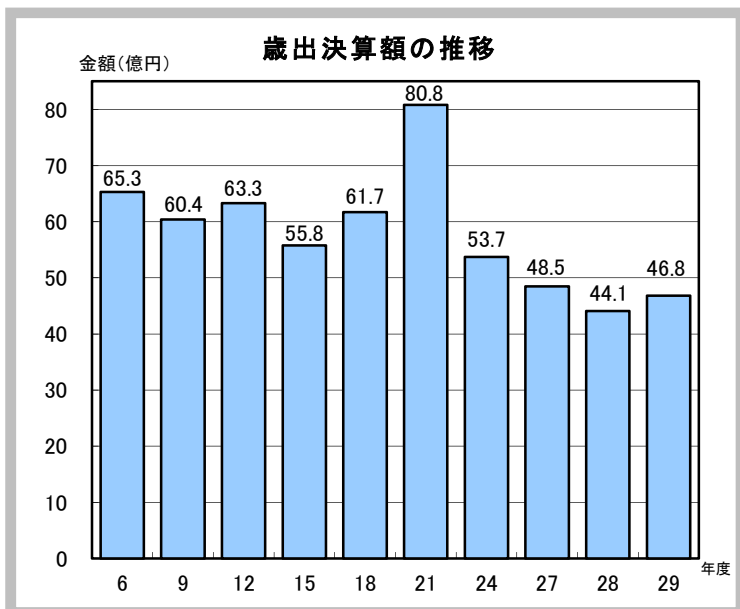
4 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計は昭和47年度の事業認可に合わせて設置されました。平成29年度末現在の水洗化率は98.7%です。

自然流下が基本の下水道であるため、起伏の多い青梅市ではポンプ場を多数建設しています。

下水道使用料だけでは運営費を賄えないため、一般会計などから繰入れを受けています。

なお、平成21年度は、平成3年度以前に国から借り入れた、5%以上と利率の高い市債15.3億円を繰上償還したため、増加となりました。この繰上償還を除いた決算額は65.5億円となります。

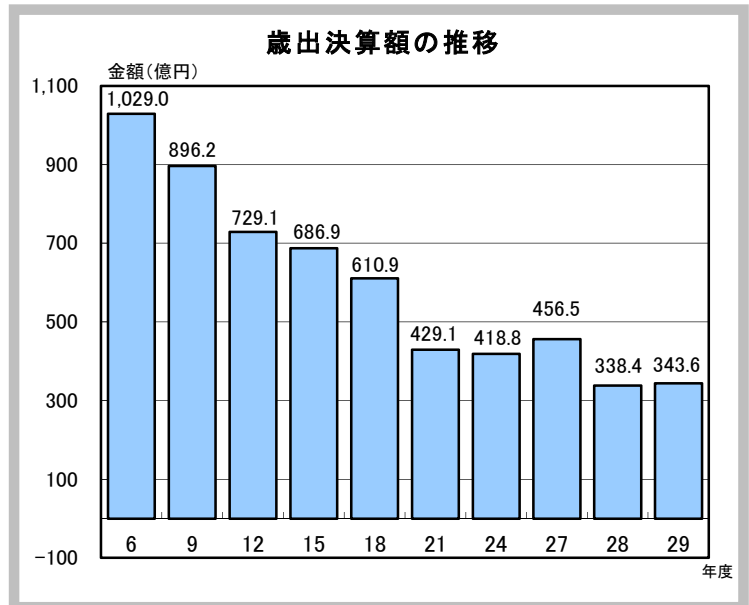


5 モーターボート競走事業会計

モーターボート競走事業会計は、府中市にあるボートレース多摩川において、モーターボート競走法にもとづくモーターボート競走事業にかかる経理を行う会計です。

平成28年度から地方公営企業法にもとづく企業会計方式に移行したことにより、平成28年度決算額から、収益的支出の歳出決算額を示しています。

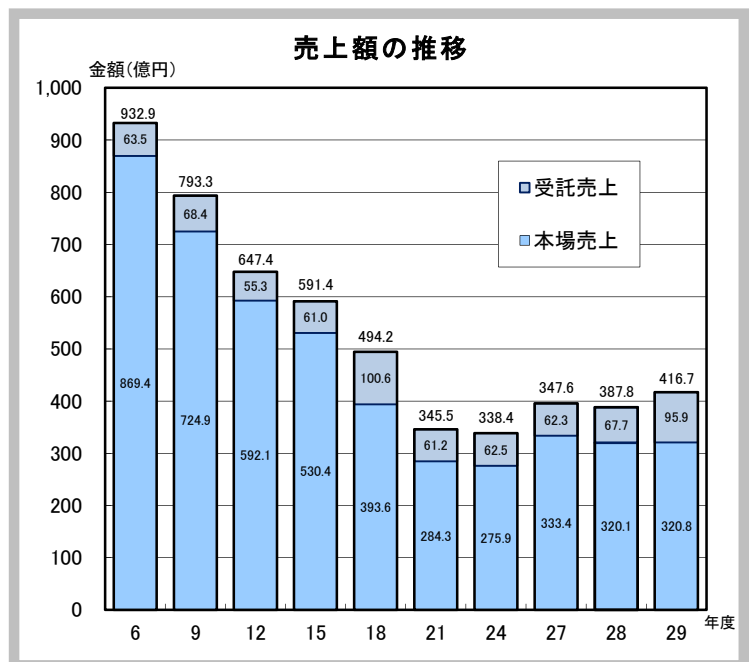
平成29年度は、一般会計への繰出金が増加したことなどから、5億円余の増となっています。



右のグラフは、ボートレース多摩川本場および受託事業における売上額の推移です。

平成29年度は、10月に外向発売所「ウェイキーパーク多摩川」を開設し、発売日数が増加したことにより、受託売上が大きく増となりました。

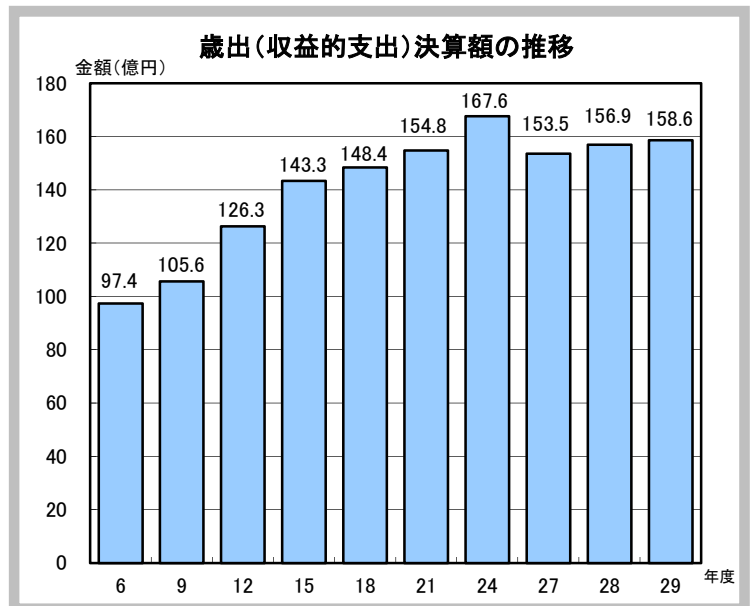
市では、高グレード競走の誘致や、外向発売所の開設による営業日数の拡充、ポイントサービスにおけるキャンペーンの継続実施などの売上向上策に取り組み、収益の向上に努めています。



6 病院事業会計

病院事業会計は、市立総合病院の経営にかかる会計であり、地方公営企業法にもとづく企業会計方式により経理されています。

昭和32年の開院時には病床数は293床でしたが、平成29年4月現在病床数は562床となっています。医療の高度化などの影響から平成29年度の決算額は平成6年度に比べて62.8%の増となっています。

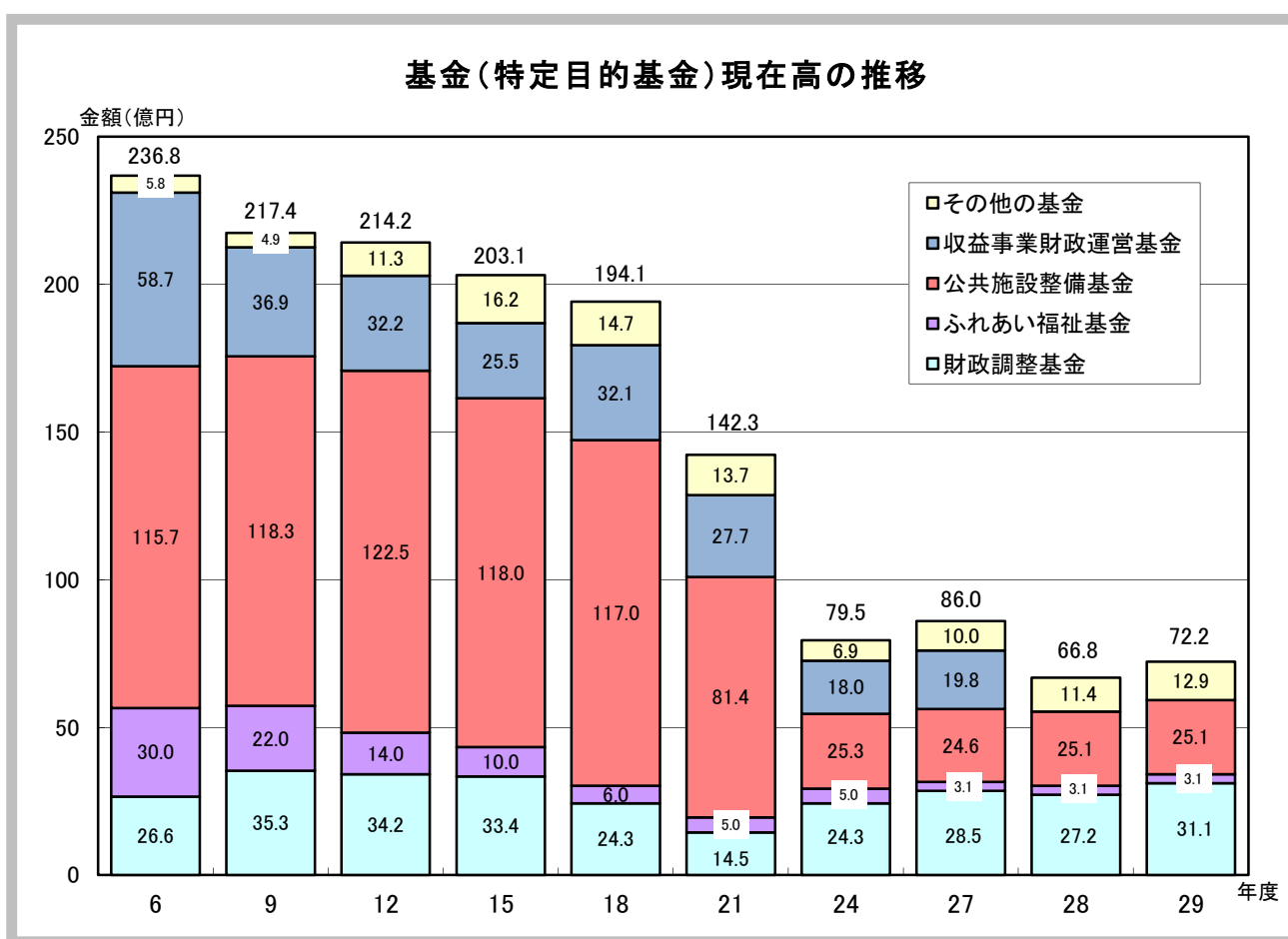


3章 基金、市債等の状況

1 基金の状況

基金は市の貯金に相当するものです。そして、庁舎や学校の整備など特定目的のために資金を積み立てるもの（これを「特定目的基金」と呼びます。）と、貸付などのために定額の資金を運用するもの（これを「定額運用基金」と呼びます。）があります。定額運用基金には、平成29年度末時点で土地基金2億円、美術作品取得基金3千万円、国民健康保険高額療養資金貸付基金2百万円があります。

一方、特定目的基金には、財政調整基金や公共施設整備基金などがあり、その残高の推移は次のグラフのとおりです。



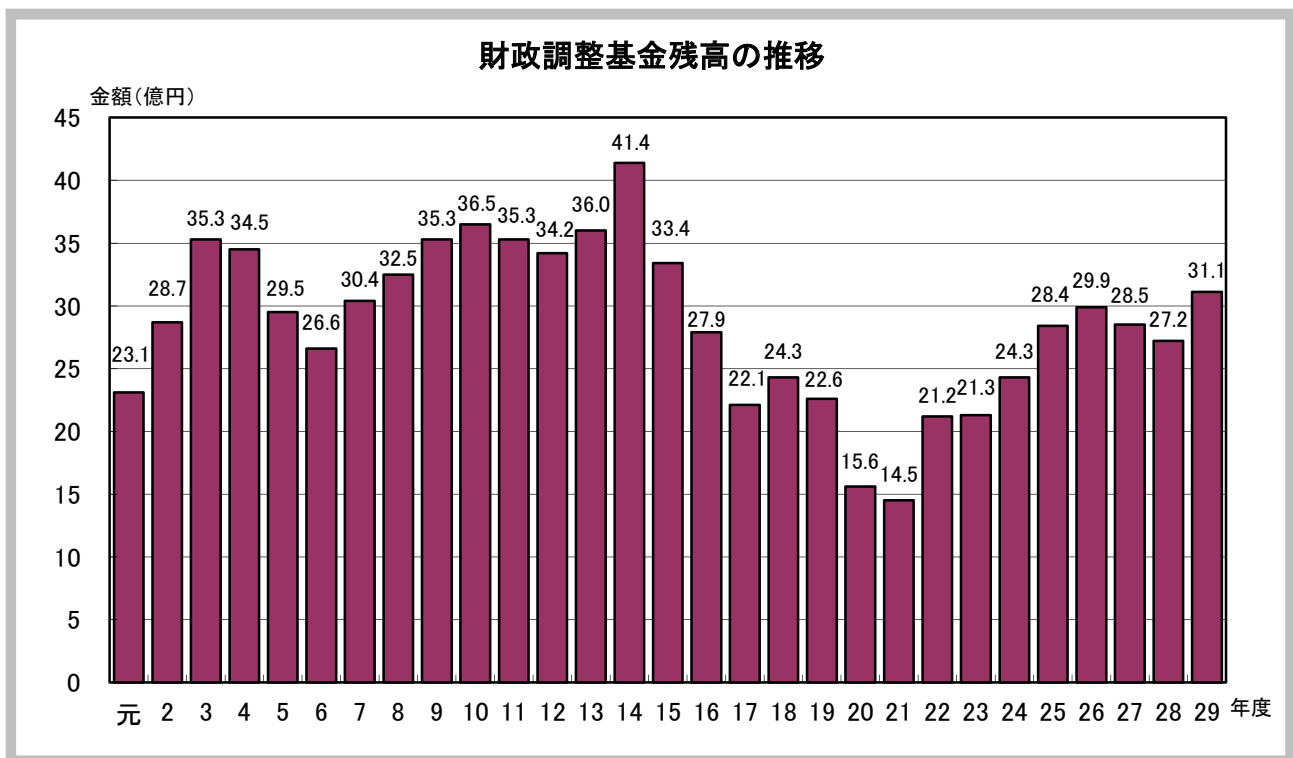
- 財政調整基金 …………… 年度間の財源調整を図り、財政の健全な運営を行うための基金
- ふれあい福祉基金 …………… 社会福祉諸施策を安定的に推進し、かつ振興させるための事業に充てる基金
- 公共施設整備基金 …………… 庁舎建設事業、公共施設整備に充てる基金
- 収益事業財政運営基金 …… 収益事業の運営上、一時的に多額の経費が必要となった場合等のための基金
- その他の基金 …………… 国際交流活動のための「国際交流基金」、社会体育の振興を図るための「スポーツ振興基金」、災害対策に要する臨時的経費に充てるための「災害対策基金」、介護保険事業の財政の均衡を図るための「介護給付費準備基金」、梅の里の再生・復興に充てるための「梅の里再生基金」など

基金の残高は、平成4年度の287.5億円を最高に、それ以降減少が続き、平成24年度には79.4億円まで減少しました。財政調整基金の増加等により、平成25年度からは増加に転じましたが、平成28年度にモーターボート競走事業会計の収益事業財政運営基金を廃止したことで大幅に減少し、平成29年度は72.2億円となりました。

ふれあい福祉基金は、平成3年度以降残高が大きく減少しています。また、平成24年度は土地開発公社所有の諸事業用地の買い戻しにより、公共施設整備基金の年度末現在高は大幅に減少しました。

なお、年度間の財源調整を図るために使用できる財政調整基金については、次のグラフのとおり平成14年度に最大41.4億円の残高がありましたが、財政状況の悪化に伴って平成21年度には14.5億円まで減少しました。

平成22年度からは増加を続け、平成26年度をピークに減少傾向に転じましたが、平成29年度の残高は31.1億円と増加しました。

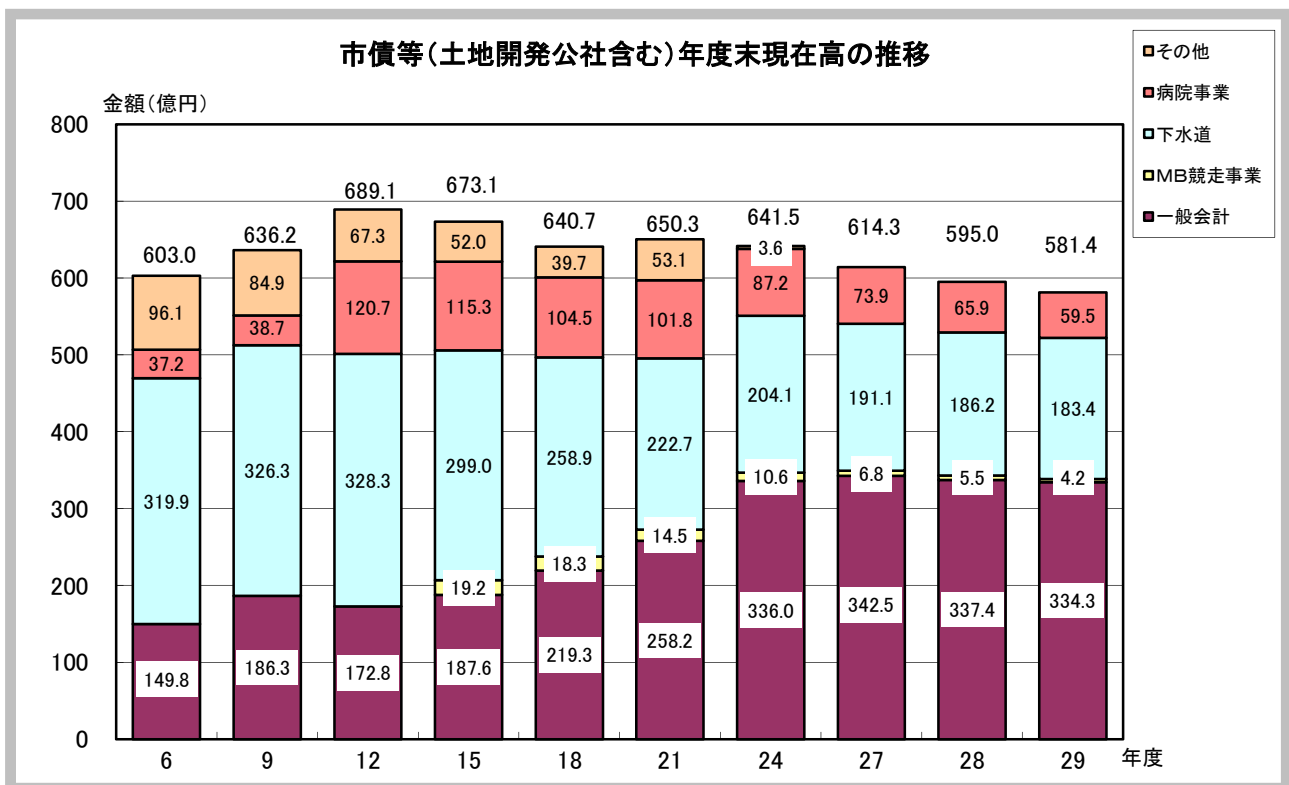


2 市債等の状況

市債は市の借金です。しかし、単にお金が足りないからという理由だけでは借りることはできません。借入れの目的を明らかにし、法律に定められた目的に使う場合に限って認められるものです。そして、この法に定められた目的のうち主なものは2つあります。

第一は、学校や道路などの建設事業に充てる場合です。これらの施設を建設するためには、多額の費用がかかります。経常的な歳入だけでは資金が不足するので借り入れるのですが、それらの施設は一度建設すれば世代を超えてその後何十年にもわたり利用されます。その利用可能な範囲内で毎年借金を返していくということは、将来の市民の方にも受益の見返りとして負担をしていただくということであり、いわば世代間の負担の公平を図るという意味もあります。

そして第二の目的は、法律で特別に認められた場合で、減税による財源不足を補うための「減税補てん債」や、地方交付税の不足分を補うための「臨時財政対策債」などがこれにあたります。



一般会計 …… 小・中学校、市民センター、道路などの建設費や減税補てん債、臨時財政対策債など

モータースポーツ競走事業 …… 平成14・15年度に実施した競走場従事員の希望退職に伴う離職慰労金分

下水道事業 …… 公共下水道の管きょ整備費やポンプ場建設費など

病院事業 …… 市立総合病院の建物や医療器械整備費など

その他

(区画整理事業) …… 青梅東部土地区画整理事業特別会計分(平成10年度廃止)

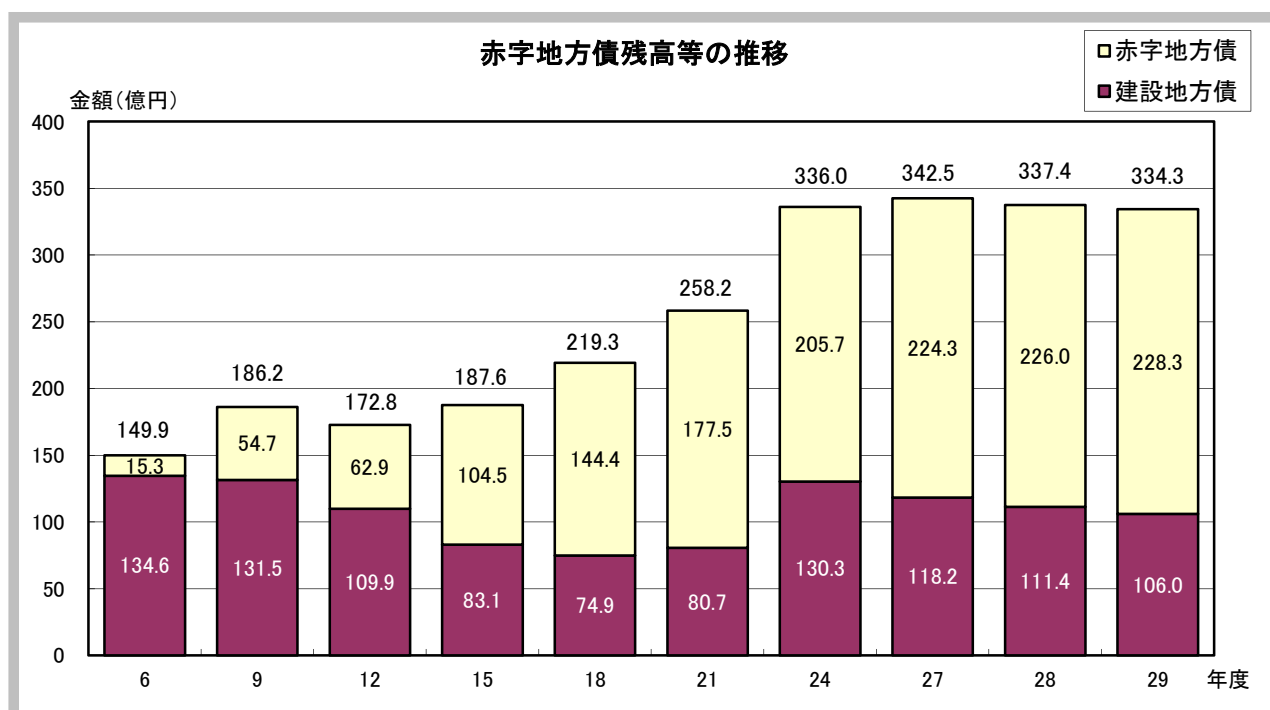
(土地開発公社) …… 青梅市土地開発公社が市の要請にもとづいて事業用地を先行取得した際の借入金であり、市は土地開発公社に毎年割賦償還しています(平成27年度償還完了)

市債等の合計残高は、このグラフにはありませんが平成11年度の693.9億円を最高にそれ以降減少してきました。平成21、22年度の新庁舎建設事業などにより、一時的に前年度に比べ増額となりましたが、平成23年度からは再び減少に転じています。

会計ごとの内訳では、モーターボート競走事業会計、下水道事業会計については順調に返済が進み、残高が減少しています。一般会計においては平成14年度以降、平成25年度までは増加が続いていましたが、平成26年度からは減少に転じています。

また、土地開発公社については、平成27年度をもって、償還を完了しました。

前のページでもふれられた臨時財政対策債の借入額は平成13年度以降多額となっています。この臨時財政対策債や減税補てん債などは建設事業に充当するのではなく、財源補てんとして経常的な経費に充当されるものであり、借金に見合う建物などの資産がないことから「赤字地方債」とも呼ばれます。この赤字地方債と、建設事業のために借り入れた通常の建設地方債を比較したのが次のグラフです。



世代間の負担の公平を図る建設事業債残高は、財政状況悪化に伴う投資的事業の縮小により、平成7年度以降、減少傾向にありましたが、庁舎建設事業や青梅の森整備事業などにより平成21年度以降は5年連続の増加となりました。平成26年度以降は若干の減傾向となっています。

赤字地方債は平成6年度以降増加傾向が続いています。この要因は、平成6年度の所得税・住民税の特別減税による減収分を補てんするための減税補てん債、市税減収分を補てんするための減収補てん債のほか、平成13年度から毎年臨時財政対策債を借り入れていることによります。臨時財政対策債とは、国が地方交付税の財源としている国税の一定割合だけでは、地方に交付する交付税総額に足りない場合、交付税特別会計借入金で補てんしていたものを、平成13年度からは、その不足分の2分の1は地方公共団体の借入で補うよう制度改正したことによるものです。この制度改正の影響から、地方交付税の収入額が減り、その歳入不足を補うため臨時財政対策債の借入額が多額となり、これに伴い赤字地方債の残高は急増しています。このことも市の財政にとって今後の大きな課題となっています。